

## 和歌山県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要項

### 1 募集の趣旨

和歌山県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、平成17年度から県内の1団体を本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として「和歌山県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「県センター」という。）に指定してきました。

つきましては、現在の団体の指定期間が令和6年3月末日で満了するため、県センターとして指定を希望する団体を募集します。

### 2 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間です。

※ 法第38条第5項の規定により、指定期間内であっても指定を取り消す場合があります。

### 3 事業内容

法第38条第2項において定められている事業

### 4 応募資格

応募資格は、法第38条第1項により、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）（以下「団体」という。）であって、以下の各号の要件を満たすものとします。

- (1) 定款又は寄付行為の目的に、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る趣旨が記されていること。
- (2) 県内に事務所を有し、地球温暖化防止に関する事業、調査・研究等の活動歴があり、県内一円において地球温暖化の防止に寄与する活動を行える体制を整えていること。
- (3) 上記事務所に県センターの業務を行うスタッフを常時1名以上配置できること。

### 5 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については無効とします。

- (1) 法第38条第5項の規定による指定の取消を受けた日から2年を経過していない団体
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている又はされている団体。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けたものであって、そのものに係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった又は申立てをなされなかったものとみなす。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしている又はされている団体
- (4) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている団体
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体
- (6) 和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある団体
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役、又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務

所又は事業所をいう。)の代表者、その他団体の運営に実質的に関与している者)が、次のいずれかに該当する、又は、将来にわたって該当しないことを確約できない団体

ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下、単に「暴力団員等」という。)と認められるもの

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下、単に「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 役員が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者である団体

(9) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定した者。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(10) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、又はさせ、若しくは暴力を用い、又は用いさせる団体

(11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させる団体

(12) 前記(10)又は(11)のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(13) 募集公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、又は、複数の申請書を提出し、若しくは、県の承認なく申請書等の内容を変更した団体

(14) 申請書等の内容が、次のいずれかに該当すると認められた団体

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

(15) 宗教活動や政治活動を目的とする団体

(16) 特定の公職にある者(候補者を含む。)、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体

## 6 応募の受付

### (1) 提出書類

ア 和歌山県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書【様式1】

指定申請書には、次の書類を添付してください。

- ・定款又は寄付行為
- ・登記事項証明書
- ・役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- ・貸借対照表(直近2年分)
- ・収支計算書(直近2年分)
- ・財産目録(直近のもの)
- ・直近年度の国税(法人税及び消費税)、市町村税の納税証明書(滞納がないことを確認でき

るもの) (写し可)

※ 法人設立後2年を経過していないため、貸借対照表、収支計算書を2年分添付できない場合は、それに準じた書類(当該申請書一式及び任意団体時の収支予算書等)を添付してください。

イ 運営計画書【様式2】

ウ 確認書【様式3】

エ 活動歴報告書(1年分)【様式4】

- ・法人設立後1年を経過していないため、1年分(会計年度)記入できない場合は記入できる範囲で記入してください。
- ・他の団体と協力して行った事業や貴法人が持っているネットワークについては必ず記載してください。

オ 県センターとしての活動に関する基本的な方針【様式5】

- ・法第38条第2項各号に掲げる事業ごとに、指定期間(令和6年度~令和8年度)の取組に関する基本方針を記載してください。

カ 事業計画書【様式6-1及び6-2】

- ・法第38条第2項各号に掲げる事業について、様式6-1では令和6年度から令和8年度までの事業計画書の概要を、様式6-2では令和6年度の事業計画書を作成してください。

(2) 提出部数

5部(正本1部、副本4部) ※持参、郵送の場合

(3) 応募方法

持参、郵送(簡易書留)、電子メール(PDF形式)のいずれかで提出してください。

- ・持参の場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に電話連絡ください。また、電子メールの場合は、資料送付後、必ず提出期間内に電話にて受取確認をしてください。

(4) 提出期限

令和6年1月10日(水)午後5時まで

- ・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

(5) 応募書類の取扱い

- ・応募に要する経費は、申請団体が負担するものとします。
- ・応募書類は、和歌山県情報公開条例に基づき、原則として公開の対象となります。
- ・提出後、書類の追加や修正を求める場合があります。
- ・提出された書類は返却しません。

(6) 応募に関する問い合わせ

質問がある場合は、下記の問合せ先まで「質問票【様式7】」を持参、または送付(電子メールまたはFAX)ください。持参される場合は、事前に電話連絡してください。

なお、質問の受付期間は令和5年12月27日(水)午後5時までとします。

《応募書類の提出先及び応募に関する問合せ先》

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通 1-1

和歌山県環境生活部環境政策局 環境生活総務課環境計画班

担当者：野中・中尾

TEL：073-441-2674 FAX：073-433-3590

E-mail：e0317001@pref.wakayama.lg.jp

## 7 指定の決定方法

指定候補団体の決定に当たっては、有識者で構成する選定委員会が審査し、知事が指定団体を決定します。（審査の手順は、「和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則」にそって行います。）

## 8 指定後の報告

県センターは、法施行規則第9条の規定に基づき、毎年度事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後3月以内に事業報告書及び収支決算書を県に提出しなければなりません。

## 9 活動経費

県センターの活動に要する経費は、指定団体が負担することとなります。ただし、国の補助金の対象となります。また県からの受託事業については、県から委託費が支払われます。

<参考>国の補助金

項目	内容
補助金名	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業
事業内容	地域のデコ活を因るため、調査・情報収集・普及啓発・広報等を実施する。
補助率	7/10

※参考 HP 環境省 報道発表資料 「[https://www.env.go.jp/press/press\\_02178.html](https://www.env.go.jp/press/press_02178.html)」

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の進展状況について 2023年9月23日

## 10 その他

### （1）人権研修

県センターは、その業務に関し、和歌山県人権施策推進基本方針（第三次改訂版）（令和2年3月改定）に基づき、自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立つ必要があることから、そのための人権研修を実施することとします。

### （2）事業を実施する上での参考事例

#### 例1. 令和5年度県委託事業

ア 推進員の地域実践活動の活性化などを目的とする事業「地域草の根運動推進事業」（委託料2,116千円）

イ 法第40条第1項において定められている地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）等の活動支援地域協議会等の事業活動活性化を促すため、研修会、イベント等に係る実施計画策定に際して助言を与えるとともに、効果の高い研修会等の実

施に対して支援を行う。

(イ) 推進員養成講座の実施

(ウ) 地球温暖化防止対策を啓発する広報紙の発行

イ 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活の推進・普及啓発と環境保全活動団体間のつながりを強めることを目的に実施する子供から大人まで幅広い年齢層を対象にした事業「おもしろ環境まつり」（委託料 2,020 千円）

## 例 2. 地域地球温暖化防止活動推進センターの活動事例

全国地球温暖化防止活動推進センターの HP（下記 URL）上に掲載されています。

参考 HP：地域地球温暖化防止活動推進センターによる活動事例集「<https://www.jccca.org/download/26494>」

### 《資料》

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律

#### 第七章 地球温暖化対策の普及啓発等（地域地球温暖化防止活動推進センター）

**第三十八条** 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

**2** 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

**一** 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

**二** 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

**三** 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

**四** 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

**五** 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事と。

**六** 前各号の事業に附帯する事業

**3** 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

**4** 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**5** 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。